

組合 使用欄	マイナ保険証 登録
	有 ・ 無

[illegible]

- 1 再交付を受けた後において、紛失した証等を発見したときは、交付年月日の古い方を共済組合へ返納してください。
- 2 資格確認書の有効期間中にマイナ保険証の利用登録をおこない、資格確認書が不要になった場合は共済組合へ返納してください。
- 3 資格確認書の交付はマイナ保険証の利用ができない状況にある場合のみとなり、念のために保有したいなどの理由による申請は認められません。